第５講　基本的人権の尊重①

１　基本的人権

①基本的人権とは？

自然権としてすべての人が生まれながらにしてもつ，**侵**（おか）**すことのできない永久の権利**（**＝永久不可侵**（ふかしん）の権利）。個人が人間らしさを保ち，自立して生きるための権利で，憲法の「すべて国民は，**個人として尊重**される」（第13条）という理念や，**幸福追求権**を核とする。

※普遍性・固有性・永久性・不可侵性があるが，濫用（らんよう）は許されない。また，維持していくために国民の「不断の努力」が求められる。

※何が幸福かは個人が決めることであり，私的な価値観に公権力は介入（かいにゅう）しない（＝**自己決定権**）。

②日本国憲法における基本的人権の保障

A　三大基本原理〔三大原則〕の一つ

B　自然権思想・天賦（てんぷ）人権思想にもとづく人権保障

C　平等権・自由権・社会権の規定

③公共の福祉による制約

一般条項と経済の自由の規定に，**公共の福祉**による制約を明記。

※公共の福祉は，「公益」「社会秩序」というよりも，「相互の矛盾（むじゅん）・衝突を調整する実質的公平の原理」と解釈されることが多い。

④国内における問題点

在日外国人の人権問題や**私人**（しじん）**間の人権侵害問題**（→間接適用説）など。

参考：憲法第 11 条〜第 13 条の条文

第 11 条　「国民は，すべての**基本的人権**の享有(きょうゆう)を妨(さまた)げられない。この憲法が国民に保障する**基本的人権**は，**侵すことのできない永久の権利**として，現在及び将来の国民に与へられる。」

第 12 条　「この憲法が国民に保障する自由及び権利は，**国民の不断の努力**によつて，これを保持しなければならない。又，国民は，これを**濫用**(らんよう)してはならないのであつて，常に**公共の福祉**のためにこれを利用する責任を負ふ。」

第 13 条　「すべて国民は，**個人**として尊重される。生命，自由及び幸福追求に対する国民の権利については，**公共の福祉に反しない限り**，立法その他の国政の上で，最大の**尊重**を必要とする。」

２　国民の権利①

①平等権→「法の下（もと）の平等」（第 14 条）として徹底

しかし，現実には**部落差別〔同和〕問題**をはじめ，**女性**・障害者・**アイヌ**・在日外国人（とくに**在日韓国・朝鮮人**）などへの**差別**や偏見（へんけん）が生じ，問題化している。そのため,**同和対策事業特別措置法**（1969 年）・地域改善対策特別措置法（1982 年）・人権擁護施策推進法（1997 年）などの時限立法や,**男女雇用機会均等法**（1985 年）・障害者基本法(1993 年)・**男女共同参画（さんかく）社会基本法**(1999 年)・**アイヌ文化振興（しんこう）法**(1997 年)・ヘイトスピーチ〔差別扇動（せんどう）表現〕対策法（2016 年）・アイヌ民族支援法（2019 年）などが制定されてきており,「差別をしない，させない，許さない社会」の実現が目指されている。

※形式的平等ではなく実質的平等を確保するため，あえて優遇措置・積極的差別是正（ぜせい）措置〔アファーマティブ＝アクション〕を認めるべき，という議論もある。

A　**人種，信条，性別，社会的身分又は門地（もんち）**による差別の禁止

B　**華族（かぞく）など貴族制度の禁止**と特権の禁止

C　家族生活における個人の尊厳と**両性の本質的平等**

　近年は，LGBT とよばれる性的マイノリティ問題も話題に。

D　**参政権の平等**

E　**教育の機会均等**

参考：憲法第 14 条の条文

第 14 条①「すべて国民は，**法の下に平等**であつて，**人種，信条，性別，社会的身分又は門地**により，政治的，経済的又は社会的関係において，差別されない。」

②「**華族**その他の**貴族の制度**は，これを認めない。」

③「栄誉（えいよ），勲章その他の**栄典の授与**は，いかなる特権も伴はない。**栄典の授与**は，現にこれを有し，又は将来これを受ける者の一代に限り，その効力を有する。」

②**自由権**→ 18・19 世紀的な「国家からの自由」の保障

人の活動に対する，国や公権力の干渉・制約を排除する権利。17 ～ 18 世紀に発生した市民革命の中で，歴史的に最も早く実現した権利。

A　**精神の自由**

「個人の内面のあり方」が，どんな組織からも強制・干渉されない。

あ　**思想**及び**良心の自由**

三菱樹脂事件（私人間の人権侵害に憲法適用せず, 1973 年）などが有名。

い　**信教の自由**・国の宗教活動の禁止

西洋では，16 世紀の宗教改革以後に登場した発想。日本では，戦前の国家神道の例を踏まえ，**政教分離の原則**と一体の関係にある。

※最高裁判所は，目的・効果基準にもとづき違憲審査を行う。**津地鎮祭訴訟**（**合憲**，1977 年）・**愛媛玉ぐし料訴訟**（**違憲**，1997 年）・空知太神社訴訟（違憲，2010 年）・首相や閣僚による**靖国神社公式参拝問題**（判断示さず，2006 年）などが有名。

う　**集会・結社・言論・出版**その他一切の**表現の自由**

文学作品のチャタレイ事件（刑法は合憲，1957 年）などが有名。

え　**検閲の禁止**

家永教科書訴訟（合憲，1993 年）などが有名。

※家永三郎による高等学校用日本史の**教科書検定**訴訟。ただし，検定内容の一部については違法を認める。

お　**通信の秘密**の不可侵

1999 年制定の**通信傍受法**について，批判がある。

※裁判の令状にもとづき通信を傍受。2016 年からは通信業者の立ち合いが不要となった。

か　**学問の自由**

戦前には, 森戸辰男の「森戸事件」(1920 年)・滝川幸辰の「滝川〔京大〕事件」(1933 年)・美濃部達吉の「天皇機関説事件」(1935 年)・矢内原忠雄の「矢内原事件」(1937 年)・河合栄治郎の「河合事件」(1938 年) などの弾圧があった。

※「大学の自治」の範囲については東大のポポロ劇団事件（学生側が敗訴，1963 年）が有名。

B　**身体〔人身〕の自由**

本人の意思に反し，または不当に身体的な拘束を受けないこと。

あ　**奴隷(どれい)的拘束**及び**苦役(くえき)からの自由**

い　**法定手続き〔適正手続き・デュープロセス〕の保障**

法律に定める適正な手続きによらなければ刑罰を科せられない。

う　**罪刑法定主義(ざいけいほうていしゅぎ)**

どのような行為を犯罪とし，どのような刑罰を科すかは，あらかじめ法律などの明確な規定を必要とする原則。

※しかし，**免田(めんだ)事件**（1983 年）・財田川(さいたがわ)事件・松山事件（1984 年）・島田事件（1989 年）・**足利(あしかが)事件**（2010 年）・東電 OL 殺人事件（2012 年）など，**冤罪(えんざい)**（＝無実の罪）事件は絶えず，**再審(さいしん)**や刑事補償が話題となっている。

※吉田巌窟王(がんくつおう)事件（1963 年）が，最初の再審無罪判決事件。

え　現行犯以外の逮捕・住居侵入・捜索(そうさく)・押収(おうしゅう)に対する保障

令状主義(れいじょうしゅぎ)（令状は**司法官憲(かんけん)〔裁判官〕**が発行）をとる。

お　抑留(よくりゅう)・拘禁(こうきん)の要件・不法拘禁に対する保障

か　住居の不可侵

き　拷問(ごうもん)及び残虐(ざんぎゃく)刑の禁止

日本は，1989 年に国連で採択された死刑廃止条約には無調印。**死刑制度**の存廃(そんぱい)については議論が行われている。

く　刑事被告人の諸権利

公平・迅速(じんそく)な**公開裁判を受ける権利・弁護人依頼権**。

※判決が確定するまで，被告人は無罪であると推定され（＝**無罪推定**），有罪とすることに疑いの余地があれば無罪とする「疑わしきは罰せず」「疑わしきは被告人の利益に」を原則とする。

※ 2004 年制定の**犯罪被害者等基本法**などで，被害者やその家族の権利も拡充(かくじゅう)がはかられており，2008 年から刑事裁判での意見表明権などが認められている（＝**被害者参加制度**）。

け　自己に不利益な供述の不強要

黙秘権(もくひけん)が保障され，自白のみによる処罰も禁止。裁判は証拠にもとづいて行う（＝**証拠主義**）。

こ　**遡及(そきゅう)処罰の禁止・一事不再理(いちじふさいり)の禁止**・二重処罰の禁止

C　**経済の自由**

経済生活・経済活動に関する自由で，精神の自由より広く「公共の福祉」による制限を受ける（＝二重の基準の理論)。営業の自由について争われた**薬事法距離制限訴訟**（違憲，1975 年）などが有名。

あ　**居住・移転の自由**

い　営業の自由を含む**職業選択の自由**

公共の福祉の立場から制限が設けられることも多い。たとえば医師・教師・弁護士・調理師などは国家資格が必要。

う　外国移住及び国籍離脱の自由

え　**財産権の不可侵〔保障〕**

私有財産は，正当な補償の下で公共のために用いられることもある。

※近年は，著作権など**知的財産権**〔知的所有権〕の保護も進められており，2002 年には知的財産基本法が制定された。

お　契約自由の原則

第５講　政治分野確認テスト

1　以下の文章（憲法第 13 条より）の（　）に入る語句を選べ。
「すべて国民は，（　）として尊重される」

①人　②個人　③市民　④臣民

2　基本的人権を維持していくために，国民に求められるものは何か？

①博愛主義　②普段の努力　③不断の努力　④意識改革

3　基本的人権は制約を受ける場合もあるが，それは何によってか？

①戦争　②公共の福祉　③幸福追求権　④世代間対立

4　「同和問題」とは具体的にどのような問題のことを指すか？

①障害者差別問題　②在日外国人差別問題
③男女差別問題　④部落差別問題

5　1979 年に採択された国連の女子差別撤廃条約の批准を受け，1985 年に制定された法とは？

①男女雇用機会均等法　②育児休業法
③育児・介護休業法　④男女共同参画社会基本法

6　2020 年現在の日本で認められているものを一つ選べ。

①外国人参政権　②夫婦別姓　③華族制度　④教育の機会均等

7　「思想・良心の自由」に関する訴訟として有名な事件とは？

①浦和事件　②三菱樹脂事件　③天安門事件　④ロッキード事件

8　「政教分離の原則」について，最高裁が合憲判決を出した訴訟とは？

①津地鎮祭訴訟　②愛媛玉ぐし料訴訟
③空地太神社訴訟　④靖国神社公式参拝問題

9　次のうち，「検閲の禁止」についての訴訟を選べ。

①チャタレイ事件　②東大ポポロ事件　③朝日訴訟　④家永教科書訴訟

10　次のうち，冤罪事件としてふさわしくないものを選べ。

①滝川事件　②免田事件　③財田川事件　④足利事件

11　現行犯以外の逮捕・住居侵入・捜索（そうさく）・押収（おうしゅう）に対しては令状主義がとられるが，令状は誰が発行するか？

①天皇　②内閣総理大臣　③司法官憲〔裁判官〕　④警察官

12　「刑法をさかのぼって処罰してはならない」という説明にふさわしい用語を一つ選べ。

①遡及処罰の禁止　②一事不再理　③二重処罰の禁止　④黙秘権の保障

13　「経済の自由」としてふさわしくないものを一つ選べ。

①居住・移転の自由　②職業選択の自由
③国籍の自動固定　④財産権の保障

解答

1　②	2　③	3　②	4　④	5　①
6　④	7　②	8　①	9　④	10　①
11　③	12　①	13　③		